

# 文部時報

昭和六十一年五月  
第一三一〇号

## 特集 諸外国の教育改革の動向

諸外国の教育改革の動向と日本の教育改革……………天城 勲 4

### ◆座談会

諸外国の教育改革の動向とその背景……………8

(出席者) 安原 義仁/金子 忠史/天野 正治/

桑原 敏明/中嶋 博/(司会) 奥田 真文

学校におけるリーダーシップ……………新井 郁男 23

——教育の「質」の改善のための一視点——

大学の教育機能の見直し……………喜多村和之 29

——日米の大学改革論議から——

新情報技術と教育……………西之園晴夫 35

——教育の質と教員をめぐる課題……………牧 昌見 41

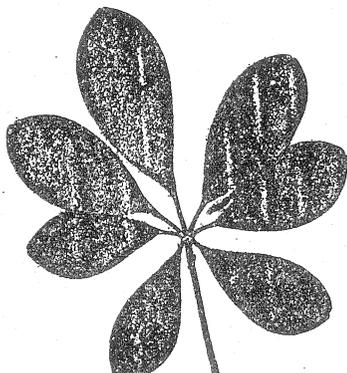
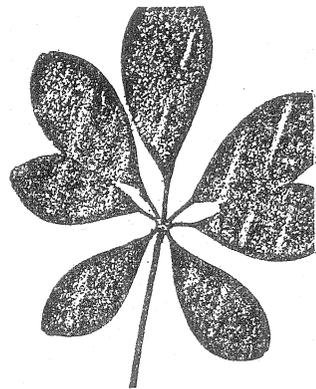
——OECDプロジェクトをふまえて——

◆海外レポート……………47

諸外国の教育の現状見聞記……………47

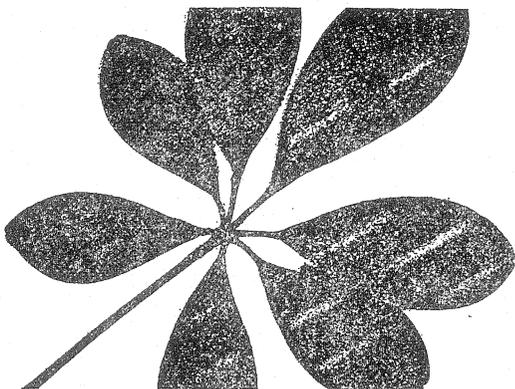
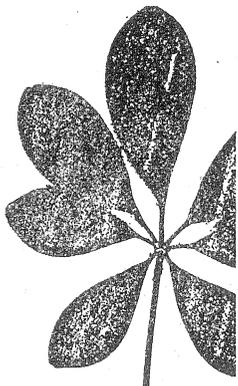
## 地域社会

## 学校



## 家庭

## 手をつなごう



・韓国 ・中国  
・タイ ・オーストラリア

### ◆資料

諸外国の学校制度及び教育基本統計……………大臣官房調査統計課 56

◆教育改革トピックス……………臨時教育審議会事務局 66

「教育改革に関する第二次答申」を提出……………臨時教育審議会事務局 66

◆特別記事……………臨時教育審議会事務局 66

教科書検定第一次訴訟の東京高裁判決について……………68

### ◆文部省のまじ

学術情報センターが発足……………68

学術国際局学術情報課……………82

国際日本文化研究センター(仮称)

の構想について(報告)の概要……………(イギリス)

学術国際局研究機関課……………(アメリカ合衆国)

福岡県「内申裁判」最高裁判決

について……………(伊原恵司)

教育助成局地方課……………(解説) 千野香織 67

### ◆海外教育ニュース

高年齢者の教育機関としての公開大学……………大臣官房調査統計課 91

各州の州立大学入学許可基準改訂……………(イギリス)

への取組み……………(イギリス)

(アメリカ合衆国)

文化財紹介●豊平館……………(伊原恵司)

名作シリーズ●清水寺縁起絵巻……………(伊原恵司)

(解説) 千野香織……………67

表紙 鈴木 隆 カット 内部 敬生

(5) データベース形成の促進

(6) 教育訓練等

5 仕組み

学術情報システムは、人文、社会、自然科学の全分野の学術情報を対象とし、全国の国公立大学の参加の下に、学術情報センターを中心に、大学の大型計算機センター、情報処理センター、図書館、国立大学共同利用機関等をコンビ

## 国際日本文化研究センター（仮称）

### の構想について（報告）の概要

日本文化に関する総合的研究と海外への情報提供などを目的とする国際日本文化研究センター（仮称）の構想については、昨年四月以来国立民族学博物館（梅棹忠夫館長）が設置した国際日本文化研究センター（仮称）に関する調査会議（座長・上山春平京都国立博物館長）において検討が進め

らた。昨年八月末には中間報告がまとめられ、昨年八月末には中間報告がまとめられた。その後、内外の関係機関・研究者から寄せられた意見等を踏まえて同調査会議において更に検討されていたが、このほどその最終報告がとりまとめられ、文部省に報告された。

（学術国際局学術情報課）

昭和六一年度予算においては、国際日本文化研究センター（仮称）創設準備費が計上されており、創設準備室（室長・梅原猛前京都市立芸術大学長）とともに、創設準備委員会が設置されセンターの創設に向けて、今後、組織・運営等具体的な検討が進められることとなっている。

報告の概要は次のとおりである。

（センター設立の必要性）

我が国の国際的地位の向上に伴って、日本に対する世界各国からの関心は著しく高まり、海外における日本研究者の数も急速に増大しつつある。近年のこうした状況の変化にもかかわらず、我が国の対応は遅れており、それは特に文化の領域において著しい。海外諸国には日本に関する古い固定観念がなお残されており、加えて多くの新しい誤解も生じ、これを放置することが国際的な摩擦や緊張を生むひとつの原因となっている。日本が世界の国々と平和的に共存できるようにするためには、こうした摩擦や緊張は一刻も早く除去されなければならない。そのためには、日本はすべてを吸収するのみで、自らの姿を顕わそうとしな

いという非難を打破するべく、世界に対する日本文化の可視性を高めていかなければならない。

日本と世界各国との関係は、彼我の歴史的關係の深淺ばかりでなく、各国のもつ固有の文化、歴史など複雑な要因によって微妙に異なっている。したがって、このような状況への対応は、学術的研究の成果に支えられ、異なる文化的、歴史的背景をもつ世界の各地域のそれぞれについて、きめ細かになされることが必要である。

こうした要請に応えるためには、なによりもまず、国際的視野をもった内外の日本文化研究者を結集し、従来の枠組みにとらわれることなく、清新な視角に立った共同研究を行い、その研究成果を世界に向かって提供して、日本の国際的理解を深める努力が必要である。

### 文部省のまど

翻って、我が国の現状を見るに、日本文化の諸相について、各専門分野の研究は古くから活発に行われてきた。しかし、世界における研究の動向は、古典や伝統文化を中心とする研究のみにとどまらず、現代的な諸課題をも包括するものへと転換してき

ている。このような状況の中で日本文化の全体像を総合的にとらえ、それを国際的な広い視野から研究する必要性は、一層その重要度を高めてきている。また、世界各地の研究者に対する日本文化研究に関する情報の提供等も、これまでのところ、主として個々の研究者の善意と努力とによって断片的に行われるにとどまり、体系的かつ組織的にはなされていない。

こうした要請に十全に応え、日本文化の国際的理解を深めるためには、日本文化の研究と、それに関する情報の提供等の研究協力活動を目的とする相当の規模の恒久的組織を創設することが必須である。この目的を達成するために、「国際日本文化研究センター」（仮称）を速やかに創設することが緊要である。

（目的）

世界における日本文化研究の現状と動向を的確に把握しつつ、日本文化の研究を国際的、学際的、総合的に行うとともに、内外の日本文化研究者に対し、日本文化研究に関する情報の提供等の研究協力活動を行うことを目的とする。

（特色）

- ① 内外の研究者・機関間の研究交流のセンターの役割を果たす。
  - ② 国際的な観点から研究課題を設定し、外国人研究者の参加も得て、プロジェクト方式による国際的、学際的な研究を行う。
  - ③ 研究部門制をとらず、客員研究員を活用した共同研究を主体とする。
  - ④ センターの研究者が世界を一〇の地域別に分担して、世界各地の日本文化研究者に対し、研究企画への協力、調査活動の支援、適切な研究情報の提供などの研究協力活動を行う。
  - ⑤ 内外の研究者・機関に対する情報・資料等の提供を行う。
  - ⑥ 他の日本文化研究機関等と積極的に協力関係をもつ。
  - ⑦ 大学院生（外国人留学生を含む）を受入れて、研究指導を行う。
- （設置形態）
- 独立した国立大学共同利用機関とする。  
（同センターでの研究対象の例示）
- ① 基層・伝統文化から現代文化まで、

日本文化の変容について研究

② 日本文化と社会（政治、経済、技術など）、人間（心理、思想、行動など）、自然環境などとの関連について研究

③ 生活様式、社会の諸制度、宗教等について国際比較研究

④ 日本文化と異文化間の交流・摩擦・変容等の相互関係について研究

⑤ 諸外国における日本研究、日本認識（日本像、日本観など）について研究、などが考えられるが、これらの研究の枠組みに基づいて研究プロジェクトを発足させるにあたっては、外国を含め広い範囲から研究課題の提案を受けることが考えられている。

#### （組織）

① 所長のもとに、研究部、情報管理施設、管理部を置く。

② 評議員会議、運営協議員会議のほか、研究活動及び研究協力活動について外国の研究者から助言を得るため、国際研究委員会を置く。

#### （施設）

研究関係施設（研究室、共同研究員室

等）、研究協力関係施設（講堂、オリエンテーション室等）、管理関係施設（事務室、会議室等）、情報管理関係施設（電算機室、研究情報整理室）、宿舎（共同研究員宿泊

施設、外国人研究員宿泊施設）などを整備する。

（学術国際局研究機関課）

## 福岡県「内申裁判」最高裁判決について

### はじめに

去る三月一三日、最高裁判所第一小法廷において、いわゆる福岡県「内申裁判」の上告審判決が下された。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という）第三八条第一項は、「都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまわって、県費負担教職員の内申その他の進展を行うものとする。」と規定しており、市町村教育委員会の内申がない限り、都道府県教育委員会は任命権

を行使できないのが原則であるが、本判決は、「都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し内申を求めて最大限の努力を払ったにもかかわらず、市町村教育委員会が内申をしないというような異常な場合には、市町村教育委員会の内申がなくても任命権を行使することができる」とする昭和四九年一〇月四日付け文部省初等中等教育局長通知（別添）の正当性を認めた点で、今後の教育委員会の人事行政上極めて重要な意義を有するものであると思われるので、その概要を紹介することとする。

### 一 事件の概要

福岡県教職員組合（以下「福教組」という）は、昭和三十三年のいわゆる勤評反対一斉休暇闘争以来、数多くの争議行為を行い、懲戒処分を受けた多数の組合員をかかえており、その処分対策の有力な手段の一つとして昭和四三年頃から、校長、市町村教育委員会に対して報告や処分内申をさせない闘争を行っていた。

このような状況の下で、昭和四七年及び四八年に福教組が実施したストライキの参加者に対する懲戒処分を行うため、福岡県教育委員会が、地教法第三八条第一項に基づいて県下の各市町村教育委員会に対し、統一的な処分の方針・基準を内示して内申を求めたところ、三市一町一組合の教育委員会は、福岡県教育委員会において度重なる督促をして最大限の努力をしたにもかかわらず、内申したときに予想される教育現場の混乱等を恐れて内申をしなかった。

### 文部省のまど

そこで、福岡県教育委員会は、前出の文部省初等中等教育局長通知を根拠に、内申

のないまま、昭和五〇年二月五日、三市一町一組合のストライキ参加者に対する懲戒処分を行った。

この懲戒処分に対し、被処分者の一部が内申なしの処分は違法であるとして処分の取消を求めて訴を提起したのが本件訴訟である。

第一審の福岡地裁は、昭和五二年二月二七日、都道府県教委が県費負担教職員に対して任命権を行使するには、原則として市町村教育委員会（以下「地教委」という）による内申が必要であり、地教委が内申するか否かはその独自の裁量に委ねられており、都道府県教委が内申すべき場合と判断したとしても直ちに地教委に内申義務が生ずるものではないとして、福岡県教育委員会の行った懲戒処分を取り消す判決を下した。

これに対し、控訴審の福岡高裁は、昭和五六年一月二七日、文部省通知の趣旨に沿って、福岡県教育委員会の主張を全面的に認め、第一審判決を取り消した。

今回の最高裁判決は、上告を棄却し、控訴審判決を維持したものである。

### 二 内申制度の趣旨

地教法は、県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属するものとしつつも（第三七条第一項）、その身分を市町村の職員とし、市町村教育委員会に服務監督権を委ねるとともに（第四三条第一項）、市町村教育委員会の意見を都道府県教育委員会の任命権行使に反映させるため内申制度を設けている（第三八条第一項）。

これは、任命権が市町村教育委員会に属していた旧教育委員会法の下では、教職員の人事が円滑に行われまいという弊害を生じた経験に鑑みて設けられたものであり、その趣旨は、最高裁判決が判示しているように、「県費負担教職員について、県教委にその任命権を行使させることにより都道府県単位における人事の適正配置と人事交流の円滑化等を図る一方、これらの教職員は、市町村が設置する学校に勤務し市町村教委の監督の下にその勤務に服する者であることから、都道府県教委がその任命権を行使するにあたっては、服務監督者である市町村教委の意見をこれに反映させること

特集 情報化の進展と教育

高度情報化社会の将来像

松田 武彦

座談会

情報化の進展とこれからの教育

(出席者) 坂井 利之・中野目直明

平塚寛次郎・竹内 紀吉

(司会) 坂元 昂

高度情報化社会を支える人材

藤澤 俊男

情報化と国際協力

中村 維男

事例紹介

職業高校における情報処理教育

埼玉県立熊谷工業高等学校

情報関係学部の新設

九州工業大学情報工学部

専修学校における情報処理教育

日本工学院専門学校

解説

情報化と初等中等教育

初等中等教育局中学校課

高等教育における情報処理教育の現状と課題

高等教育局技術教育課

社会教育局学習情報課

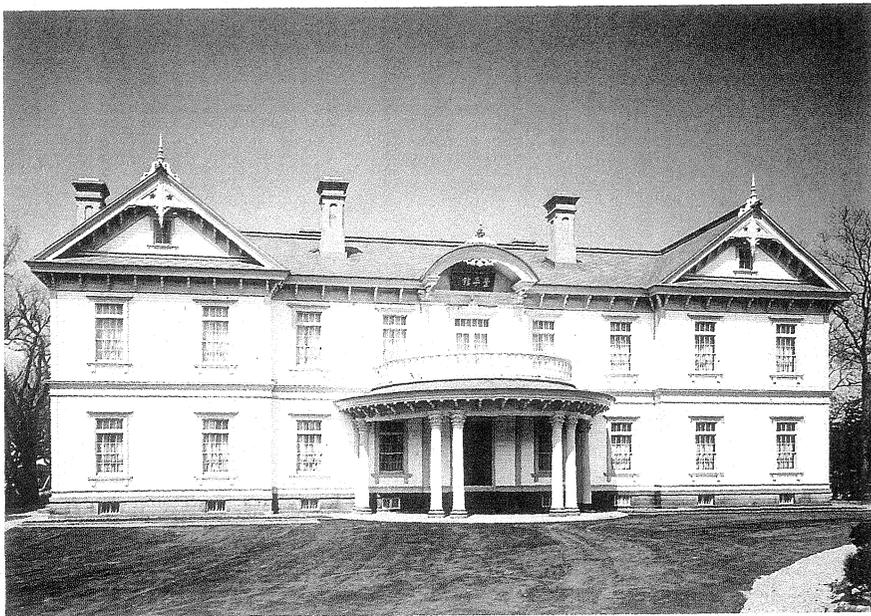
編集後記

▽資源小國の我が國は、今日、國民総生産で全世界の一割に達するまでに、物質的に豊かな國となりました。この繁栄は、我が國教育の普及充実があったはじめて成し遂げることができたものであり、諸外國からも高く評価されているところでありました。我が國民の将来を教育に賭け、心血を注いできた先人の努力の偉大さを忘れてはなりません。このように我が國は一貫して、國政の基本を教育に求めてきたわけですから。

▽そこで、今月号においては、諸外國の教育改革の動向について特集しました。諸外國においても、それぞれ、國民の要請にこたえて教育改革が進められてきております。教育の制度上の改革から内容の改革に移行している國、改革が恒常化している國等、その状況は歴史、文化、社会状況等の要因により様々です。そのような諸外國の教育事情について知ることは、我が國の教育改革を考える上からも有意義なことだと言えましょう。

▽今回の特集が、このような意味から、諸外國の教育改革についてお考えいただくための一助となれば幸いです。

(政策課)



文化財紹介

豊平館

北海道札幌市中央区南一条西四丁目 中島公園内

北海道は明治政府が開発に最も意を注いだ地域の一つで、開拓使がおかれ諸施設が整えられた。豊平館は開拓使官舎のホテルとして現在の中央区大通西一丁目に建設されたもので、設計は開拓使工業局宮崎御用掛安達喜幸、請負は大岡助右衛門で明治一二年(一八七九)一月着工、翌一三年一月本館が落成、一四年八月には付属棟や外構工事の一切が完成した。

豊平館は竣工後、明治天皇の北海道行幸の際行在所として開館、その後は宮内省の所管として皇族方の接待所に充てられた。大正一一年札幌市に下賜、公会堂として活用されたが、昭和三二年現在地に移築された。木造二階建の洋風建築で、正面中央にコリント式オーダーの柱を吹寄せに立てて半円形の車寄せとし、上は手摺付のバルコニーとする。バルコニー上部は円弧状のペジメントを、両翼は切妻ペジメントを設け、頂部に開拓使の徽章の星を飾る。外観は基礎腰石積、下見板壁、二階床高に胴蛇腹を廻しペンキ塗、当初は屋根が葺きであった。

内部は中央に玄関ホールをとり、左手を広間や食堂とし、右手は中廊下をはさんで客室を一階に四室、二階六室の計一〇室配す。客室は居間と寝室各一室が組合う。この建物は防寒には特に注意が払われ、外壁は二重の板張り、室内側の木摺内には土壁を入れるなど北海道ならではの独特な工夫が見られる。

北海道の明治建築にはアメリカ系建築様式の影響が強く見られるが、豊平館は開拓使の手になる本格的洋風建築の好例である。

MESC 61 月刊 「文部時報」 5 月号 第1310号

文 部 省

昭和61年5月10日 印刷  
昭和61年5月10日 発行

著作権  
所有

発行所 株式会社 きょうせい

定 価 2 8 0 円 (〒50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)

年間購読料 3 3 6 0 円 (〒共)

電話 東京 (268) 2141 (代表)  
振替口座 東京9-161番  
印刷所 株式会社行政学会印刷所

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し  
受けます  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはもよ  
りの書店をお願いします